

赴任旅費 Q&A

Q1 3月下旬の人事異動発表より前に転居した時に転居費や着後滞在費が支給されない理由はなぜですか？

A1 人事異動発表以前の転居は、赴任によるものとはみなされないためです。

Q2 住所は高知県の実家に残したままで県外の大学に在学していました。3月の人事異動発表時の実際の居住地は県外ですが、住民票を添付しても実際の旧居住地の証明になりません。それでも住民票の添付は必要ですか？

A2 住民票は必ず添付してください。住民票の記載と実際の居住地が違う場合は、本人からの申立書により支給要件を確認します。

～参考～

住民票の異動については、住民基本台帳法第22条にその届出義務が規定されています。(同条に関する罰則についても第53条に規定されています。)

大学生であれば住民票を実家に残したままであることが認められる例もありますが、社会人になると、住民税の課税上の問題などが発生することがあります。

転入・転出の届出の必要性については、各市町村の判断によることとなりますが、公務員として適切な対応が求められるところです。

Q3 4月1日の赴任以降、仕事が忙しくて新居探しができず、少し遠かったのですが、なんとか実家から通っていました。GWを過ぎて仕事が落ち着いてきたので、学校の近くに新居を見つける事ができて5月中旬に契約し、転居しました。赴任旅費は、支給されますか？

A3 赴任旅費の支給対象となる転居は原則採用日から原則1月以内の転居となります。1月を超えた転居は、赴任に伴うものとみなすことは困難です。

Q4 引っ越しのために友人からトラックを借りて荷物を移動しました。この場合は転居費は支給されますか？

A4 転居費は、運送業者等に支払った料金について、支給するものです。個人で行った場合は、転居費の対象となりません。ただし、職員移転費については支給の対象となる場合があります。

Q5 県外から転居することになりました。旧住居から新居へ運ぶ荷物以外に、不要な荷物を実家へ配送しました。

この場合、実家への荷物の配送料は転居費の対象になりますか？

A5 転居費は、赴任に伴う住居のために必要な家財等運搬に要する経費を対象とします。職員が居住する場所以外へ配送した運搬した家財等は、転居費の対象となりません。

また、旧居住地以外の場所から運搬した家財等も、転居費の対象となりません。

Q6 引越しに際しての部屋の清掃代金は、転居費の対象となりますか？

A6 清掃代金は転居費の対象とはなりません。

Q7 移転に際して、家財の運搬をいわゆる便利屋に依頼しました。便利屋に払った料金は転居費として支給されますか？

A7 転居費は、家財の運搬を運送業者（引越・宅配）に依頼した場合は、当該運送業者に支払った料金を対象としています。

設問における、いわゆる便利屋はそもそも運送業の許可を取得していない業者も多く、また運送にかかる料金体系も不透明であることから、当該業者に支払った料金は、転居費の対象外となります。

Q8 赴任に際して同一生計の親の車に同乗して新居住地へ移動しました。親はそのまま旧居住地へ帰る場合に職員移転費は支給されますか？

A8 支給されます。

職員又は職員と同一生計にある者が移動に要する経費を負担している場合は、職員移転費が支給されます。

Q9 赴任に際して同一生計にない知人の車で旧居住地から新居住地まで移動しました。この場合に職員移転費は支給されますか？

A9 職員が移動に関する経費を負担しているのであれば支給されます。なお、知人が負担した経費を、職員が代わりに支給を受け、その支給額相当を知人に渡す場合は、支給できません。

Q10 赴任に伴い住居を移転したことにより、新たに駐車場を借りることになりました。この際に支払った駐車場借り上げにかかる礼金や仲介手数料は、着後滞在費の対象になりますか？

Q10 着後滞在費の対象になるのは、自ら居住するための住宅を借り受けるために支払った礼金及び仲介手数料です。駐車場借り上げにかかる経費は支給になりません。